

## 令和2年度第1回広島市景観審議会 会議要旨

- 1 開催日時 令和2年（2020年）8月24日（月）14時00分～15時10分
- 2 開催場所 市役所議会棟 4階全員協議会室
- 3 出席者
  - (1) 出席委員（13名）  
杉本 俊多、森保 洋之、三浦 浩之、吉田 幸弘、渡邊 一成、正本 大、児玉 紀子、折橋 洋介、高田 由美、内田 賢司、坂本 廣明、中川 圭子、西村 不可止
  - (2) 欠席委員（1名）  
藤井 堅
- 4 議事  
原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観における南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿を実現するための具体的方策について
  - (1) 市民意見募集の結果等について（報告）
  - (2) 原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観における南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿を実現するための具体的方策について（答申（案））
- 5 公開・非公開の別 公開
- 6 傍聴者 一般傍聴者 0名  
報道関係傍聴者 6社
- 7 会議資料  
資料1-1 「原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観における南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿を実現するための具体的方策について（答申（素案））」に対する市民意見募集結果及び意見への対応について  
資料1-1（別紙） 市民意見要旨と意見に対する考え方  
資料1-2 関係権利者及び関係団体へのヒアリング結果  
資料2 原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観における南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿を実現するための具体的方策について（答申（案））

## 8 発言の要旨

### 【審議会成立の報告】

### 【議事の説明】

### 【議事（1） 市民意見募集の結果等について（報告）】

#### 杉本会長

まず、これまでの検討の経緯について確認させていただく。

当審議会では、令和元年6月に「原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観における南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿を実現するための具体的方策」について、市長から諮問を受け、その後、眺望景観検討部会において、調査、検討を行った。令和2年3月に開催した前回の審議会では、森保部会長から部会において取りまとめた答申の素案を報告いただき、この答申素案をもって、今回市民意見を募集したところである。

本日は、事務局から市民意見募集の結果等についての報告を受け、答申の取りまとめを行いたい。

#### 事務局（都市デザイン担当課長）

（議事（1）について、資料1-1、1-1（別紙）、1-2により説明）

#### 杉本会長

市民意見の結果を見た全体的な印象としては、これまでにとりまとめた答申（素案）に反映

する必要があるような御意見は無いと感じた。事務局の説明について御質問はあるか。

#### **児玉委員**

市民意見でも、実現性や強制力について意見が出ていたが、今回の具体的方策で、基本的には（原爆ドームの背景に見えてくる恐れのある建築物等について）全ての高さを制限することができるという認識で良いのか。

また、今回いただいた市民からの意見は少なく、この結果だけを取り上げて、市民の意見としてまとめてしまうには少なすぎるのではないかと感じる。恐らく、今回意見をいただいた方以外にも、幅広い年代、職業によって様々な意見があるのではないかと思うが、今後、市民の意見を更に聴くことは考えているのか。

#### **事務局（都市デザイン担当課長）**

一点目については、法的な実効性を含めて検討しており、今回の方策でおおむね規制ができるようになると考えている。

二点目についてだが、意見募集の前には、地元の説明に回ったり、ホームページに案内を掲載するなど、できるだけ多くの方に知っていただけるように努力した。地元説明時の様子では、今回の答申内容が緩やかな規制であると受け止められ、また、現時点で今回の高さ制限を超えるような計画も予定されていないようであることから、あまり意見が出なかったのではないかと考えられる。

都市計画決定の進めるに際しては、縦覧や公聴会の開催を通じて、改めて広く市民の意見を聴くことを考えている。

#### **杉本会長**

関係団体へのヒアリングについて、資料には表れない説明の努力をされていると思うが、実際にどのくらいの数の団体に説明を行ったのか。

#### **事務局（都市デザイン担当課長）**

地元町内会や公共施設の土地を所有する行政機関等を含め、全部で約50の団体に説明している。

#### **渡邊委員**

今回の方策は、基本的な考え方を示すものとして、おおむね賛成ということで、御意見が少なかったのではないかと。今後、都市計画制度をつくって具体的な規制をしていく際に、きちんと合意が取れるようにすることが重要だと思うので、その際は丁寧な説明をお願いしたい。

資料1-1（別紙）の7の市民意見に対する回答で、「通常想定される土地活用は可能であることから、まちの発展を過度に制約するものではない」と記載しているが、「通常想定される土地活用」というと、現行の土地利用規制でなら土地活用は可能と受け止められてしまうのではないかと。今後、高さの制限がかかったとしても、現時点と同程度の土地活用が可能であることが分かるような表現にする方が良い。

#### **事務局（都市デザイン担当課長）**

文章の表現については、御指摘を踏まえて修正する。具体的な文言については、会長に相談させていただくことでよいか。

#### **渡邊委員**

それでよい。

#### **杉本会長**

それでは、事務局と私で整理させていただく。

ほかに御質問はあるか。

#### **三浦委員**

資料1-1（別紙）の9の市民意見に対する回答で、「現時点で想定できないものは必要に応じて審議会等でチェックを行う」とあるが、市民意見にはレーザー光線や飛行船ドローンなどが例示されており、現時点でもある程度想定できるものがある。（眺望景観を阻害する可能性があるものが）生じた後での対応では、上手くコントロールできない恐れがあり、そのような可能性があるものについては、今後規制をしていく方向になる旨を記載した方が良いのではないかと。

#### **事務局（都市デザイン担当課長）**

現時点で想定できないものが生じた場合、基本的には答申にあるような審議会等のチェック

を経ることや、現行の建築物、工作物、屋外広告物の規制で対応していくようになるかと考えている。ただ、現行の規制では、そもそも空中を漂うようなものを規制できるのかという懸念もあり、例えば景観計画の中に、理念や方針などを書き込むことも検討していきたい。意見に対する回答の表現をどのようにするかは、会長と相談させていただきたい。

### **三浦委員**

例えば、「目指すべき眺望景観を阻害するようなもの」は規制するといった、既存の屋外広告物だけにとらわれないような表現はどうか。

### **事務局（都市デザイン担当課長）**

参考とさせていただく。

### **森保副会長**

今回、答申の取りまとめに際し市民へのヒアリングを行ったところであるが、今後も様々な御意見が出てくると思うので、その都度丁寧に対応していく必要があると思う。

特に、今回の高度地区を使った規制は画期的なことであり、今後、具体的に制度を詰めていく中で、色々な課題が出てくると思う。制度化を進めていく中で、常に先を見ながら課題を整理し、適切な時点で、市民の意見を伺う必要があると思う。

### **杉本会長**

ほかに御質問はないようなので、議事1については終了とする。

## **【議事（2） 原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観における南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿を実現するための具体的方策について（答申（案））】**

### **事務局（都市デザイン担当課長）**

（議事について、資料2により説明）

### **三浦委員**

資料2の16ページの(11)で、関係者ヒアリングの結果は、「審議会の議論の参考とした」とあるが、アに記載のある下の5つは質問事項であるため、「議論の参考とした」というまとめにはそぐわないのではないか。

### **事務局（都市デザイン担当課長）**

御指摘のとおり、アに記載している下の5つは御質問であり、審議会の議論の参考という整理にはそぐわないため、答申案から削除する。

### **杉本会長**

意見も出そろったので、「原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観における南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿を実現するための具体的方策について（答申（案））」は、事務局から御説明があった資料2の内容を、当審議会の答申とし、会長名で市長に提出する。なお、一部修正箇所があったので、その点は会長と事務局で調整を行った上で市長に提出する。

それでは、本日の審議により答申の内容が確定したため、今後の流れについて、事務局から説明をお願いしたい。

### **事務局（都市デザイン担当課長）**

今後は、この答申内容を基に、広島市として具体的方策の策定作業を進めていき、策定、公表をした後には、その内容を踏まえ、制度化に向けた手続を行っていきたい。

（閉会）